

竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「竹内街道・横大路（大道）紙面活用及びシンポジウム開催業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーと周辺の沿道の魅力を国内向けに新聞紙面を活用して東京都内を中心に普及するとともに、東京都内でシンポジウムを開催して竹内街道・横大路の普及活動と来訪者の新たな展開を図るものとする。

3. 委託期間

契約締結日から平成31年3月28日まで

4. シンポジウムの仕様

シンポジウムの開催日時等は次のとおりとする。

- (1) 開催日： 平成31年2月又は3月の金曜日、土曜日、日曜日、祝日のいずれか
- (2) 開催時間： 土曜日、日曜日、祝日に開催する場合 10時から22時まで
金曜日に開催する場合 17時から22時まで
- (3) 開催場所： 東京都23区内で交通至便な場所
- (4) 主催： 竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会
- (5) 会場規模： 500名以上
- (6) 参加費： 有料

※提案内容により甲と協議の上決定

II 業務内容

5. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) シンポジウムの企画・実施
- (3) 会場での竹内街道・横大路関連の展示等の企画・実施

- (4) シンポジウムプログラムの作成
- (5) シンポジウム参加申込の受付
- (6) シンポジウム及び竹内街道・横大路に関する情報発信の広報
- (7) 招待者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ
- (8) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- (9) 打合せ協議

6. 計画・準備

乙は、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の了承を得るものとする。

7. 業務詳細

(1) 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の了承を得るものとする。

(2) シンポジウムの企画・実施

次の要件を満たすシンポジウムを企画・実施する。

- ①一般の方々が楽しめるようなプログラムとし、最後まで楽しんでいただけるよう工夫を凝らすこと。
- ②シンポジウムのプログラムには少なくとも基調講演及びパネルディスカッションを入れること。
- ③出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費・弁当代等飲食費、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ④聴衆の参加費は有料とする。(参加費については甲の歳入とする。)
- ⑤全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ⑥会場演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配、シンポジウムの進行、運営を行う。
- ⑦参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
- ⑧参加者に会場で、シンポジウムに関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)

(3) 会場での竹内街道・横大路関連の展示等の企画・実施

当日の会場で、企画提案書に記載された演出を実施する。

シンポジウム会場で竹内街道・横大路関連の展示等の演出・設営、備品(映像機器、

PC等)の手配を行い、運営管理も行うものとする。

(4) シンポジウムプログラムの作成

シンポジウムの際に参加者に配布するシンポジウムプログラムを作成する。プログラムにはシンポジウムの開催目的や出演者のプロフィール、当日のプログラム等を記載すること。

プログラムには文化庁シンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、補助事業名、「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会」の名称を掲載すること。

プログラムへの掲載及びホームページへの掲載について、乙より掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

○シンポジウムプログラムの製作・設置

規格： A3二つ折り 両面 カラー

部数： 会場座席数+100部

納品場所： シンポジウム会場

(5) シンポジウム参加申込の受付

シンポジウムの事前申込受付業務等を行う。

①事前申込制とし、事前申込の受付と聴講券の交付を行う。併せて、参加申込者名簿の作成を行う。なお、申込は先着順とし、定員を超えて参加できなかった申込者には、お詫びのお知らせを送付する。

②シンポジウム開催についての電話等問合せの対応を行う。

③参加人数が定員に満たない場合の対策を行う。

(6) シンポジウム及び竹内街道・横大路（大道）に関する情報発信の広報

シンポジウム及び竹内街道・横大路（大道）の日本遺産認定のストーリーと周辺の沿道の魅力を全国に向けて力強く発信できるよう、わかりやすく親しみやすい、インパクトのあるPR手法で広報を行う。

①シンポジウム広報用チラシの製作・設置

規格： A4

部数： 30,000部

納入場所： 甲が指定する場所（約50箇所）へ乙から直接発送納入
（配布先は協議）

②新聞広告の実施

シンポジウム及び竹内街道・横大路の日本遺産認定のストーリーと周辺の沿道の

魅力を全国に効果的にPRするよう新聞広告をシンポジウムの事前・事後に実施すること。

- 1) 竹内街道及び横大路の日本遺産認定のストーリーやその内容を関東中心に掲載する。また、シンポジウムの告知を兼ねたものとする。
- 2) 採録特集を作成し、関東中心において掲載するものとする。

(7) シンポジウムの招待者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ

シンポジウムの招待者への案内状を作成のうえ送付する(30名程度)。併せて参加者の取りまとめを行い参加者名簿の作成を行う。

(8) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

本業務の作業内容を取りまとめ、事業実施報告書を作成する。

①写真・録音等によるシンポジウムの記録

シンポジウムでの発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、テープ起こし文、講演概要(ホームページ用データ作成を含む。)を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。また、講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。

②事業実施報告書作成業務

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。なお、(6)シンポジウム及び竹内街道・横大路に関する情報発信の広報における②新聞広告の実施について、詳細な実施内容を記載すること。また、チラシ、参加者配布資料等の作成物も併せて納品すること。

(9) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。

8. 成果品及び納期

- (1) 事業実施報告書：3部(平成31年3月28日)
- (2) シンポジウム当日配布プログラム：会場座席数+100部
- (3) 広報用チラシ：30,000部
- (4) アンケート集計結果：3部(平成31年3月28日)
- (5) 打合せ記録簿：1式(平成31年3月28日)
- (6) (1)～(5)の電子データ一式：1式(平成31年3月28日)

9. 成果品の納入場所

本業務の成果品の納入場所は、甲が指定する場所とする。

Ⅲ その他

10. 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

11. その他留意事項

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、甲の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙協議の上、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は甲に帰属する。また、乙は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 乙は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 乙が本業務によって甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が賠償の責任に任ずること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。